

令和3年11月16日

民生常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 令和3年11月16日
開会 10時00分 閉会 10時43分
- 2 場 所 幕別町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 小田新紀 副委員長 藤原孟
委員 藤谷謹至 小島智恵 荒貴賀 中橋友子
議長 寺林俊幸
- 4 説明員 住民福祉部長 細澤正典 福祉課長 檜木良美
障がい福祉係長 塚本真敏 保健課長 金田一宏美
- 4 傍聴者 5名
- 5 事務局 事務局長 萬谷司 議事課長 半田健 庶務係長 北原正喜
- 6 審査事件及び審議内容
 - 1 付託された議案の審査について（別紙）
 - (1) 陳情第4号 補聴器購入に対する公的補助制度を求める陳情
 - 2 その他

民生常任委員会委員長 小田新紀

◇審査内容

(開会 10:00)

○委員長（小田新紀） ただいまより、民生常任委員会を開会いたします。

これよりインターネット中継を始めます。

ここで事務局より諸般の報告がございます。

事務局長。

○事務局長（萬谷司） 本日、議題となっております陳情第4号の署名の追加についてでございます。

署名につきましては、8月24日、陳情を受理した当初でございますけれども1,047筆、9月1日に29筆が追加になりまして、1,076筆となっていたところでございます。

本日、11月16日付けで32筆の署名を受理しております。

現在の合計の署名数につきましては、1,108筆でございます。

以上でございます。

○委員長 これでは諸般の報告を終わります。

これより、付託されました陳情の審査となります。

さきの民生常任委員会で継続審査となりました陳情第4号、補聴器購入に対する公的補助制度を求める陳情を議題といたします。

本日は、陳情審査の参考とさせていただくため、住民福祉部長、福祉課長、保健課長、障がい福祉係長に説明員としてご出席をいただきました。

町に請求いたしました資料に基づき、情報提供をいただくことをお願いしたところであります。

早速ではありますが、説明をお願いします。

障がい福祉係長。

○障がい福祉係長（塚本真敏） それでは、お配りしております資料に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、資料1をご覧ください。

こちらの表につきましては、聴覚障害により身体障害者手帳を所持していない方への補聴器購入助成の十勝管内の状況を一覧にした表となっております。

現在、十勝管内では4町が助成をしております、最も早く開始をしております豊頃町が令和2年4月1日から、その後、池田町、新得町が助成を実施しております。

そして、今年の7月に上士幌町が実施をいたしましたことで、4町が実施をしているという状況でございます。

4町それぞれで対象者や要件は多少異なりますが、いずれも町内に住所を有している65歳以上の方で聴覚障害により身体障害者手帳の交付を受けていないこと、上士幌町、新得町、池田町では、両耳の聴力レベルが40デシベル以上、70デシベル未満であることが要件となっております。

40デシベル以上が中等度難聴となっております、小さな声だと聞こえるがささやき声などは、聞こえにくいというふうに一般的には言われているところでございます。

また、70デシベル以上となりますとこちらは身体障害者手帳6級の取得が可能な範囲となっております。

また、町によりましては町民税非課税世帯であることや税金に滞納がないこと、助成は1回のみなどを要件としている町もございます。

助成額でございますが、上士幌町と池田町が購入費用の2分の1で、上限が5万円。

新得町では、助成率が4分の1で片耳の上限が5万円となっております。
豊頃町は購入費用実額の助成でございますが、上限は3万円となっております。
資料1につきましては、説明は以上とさせていただきます。
続きまして、資料の2をご覧ください。

こちらにつきましては、聴覚障害がある方へのアンケート調査の中から、補聴器利用状況に関わる設問についての回答状況を抜粋したものでございまして、こちらをご説明させていただきます。

アンケート調査は町内に在住している聴覚障害により身体障害者手帳を交付されている方、120名を対象に実施しております。

63名からの回答をいただきまして、回収率は52.5%となっております。

期間は9月17日から10月1日までの約2週間での実施をしたものでございます。

次のページをめくっていただきまして、こちらから回答結果をグラフ等により示したものでございます。

まず、1番の年齢構成でございますが、回答者のおおよそ9割が60歳以上の方からの回答となっております。

下段の2、手帳等級になりますが、こちらは聴覚障害に関わる等級となっております。

聴覚障害には、1級及び5級というものが存在しませんので、2級、3級、4級、6級という回答になります。

それぞれの等級の聞こえの程度を目安にはなりますが、グラフの右隣に青い表で記載をさせていただきます。

ページの右に行きまして、「補聴器を使っていますか」という設問に対する回答状況でございます。

未回答の方も6人いらっしゃいましたが、約7割の方が補聴器を利用しているという結果となっております。

また、その下に矢印で2つの円グラフを掲載しておりますが、左側が補聴器を使用していると回答された方の手帳等級の内訳でございます。

7割強の方が4級または6級の方でございました。

右の円グラフが補聴器を使用していないと回答された方の手帳等級の内訳となります。

2級の方が5名いらっしゃいますが、そのうち3名の方が人工内耳を装着されていることから、補聴器は利用していないという回答でございました。

次のページをご覧ください。

補聴器を利用していると回答した方の状況についてでございますが、「会話がスムーズになった」、「人と話すのが億劫ではなくなった」などの肯定的な意見の方が5割弱となっており、「何度か買い替えている」、「補聴器があまり合っていない」などの利用しても状況的には芳しくないというような意味合いの回答が3割強となっております。

それらの設問別に手帳等級とのクロス集計を行いまして、その結果を青の表にて記載をさせていただきます。

下段の項目につきましては、補聴器を利用していると回答された方に補聴器の利用時期についてのお考えをお聞きしたものでございます。

「もっと早い時期から使えたらよかった」との回答が6割弱となっております。

最後のページでございますが、右になります。

補聴器を使用していない方の状況という項目でございますが、こちらは補聴器を利用していない方に対して、その状況をお伺いした設問でございます。

「聞こえがよくない」という回答がおおよそ3割で最も多い回答であったほか、その他と回答した方の中には「つけると頭が痛くなる」、「日常的になかなかつけるということが定着しない」という回答もございました。

こちらの設問も項目ごとに手帳等級とのクロス集計を行い、結果を下段に青い表で記載しております。資料2の説明は以上でございます。

○委員長（小田新紀） それでは、説明が終わりました。

今の説明に対しての質問等を受け付けたいと思います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） この資料からの直接の質問ではないのですが、今回調査された方は、国の助成制度の対象になられる方だと思うのですよね。

その助成にあたっては、幕別町を通して助成を受けられていると思うのですが、財政的にどのくらいの利用があるのか伺いたと思います。

○委員長（小田新紀） 福祉課長。

○福祉課長（檜木良美） 補聴器1つに対してどれくらいの補助があるかということによってろしかったでしょうか。

（「はい」の声あり。）

○福祉課長（檜木良美） 障がいの方で補聴器を助成していただく場合は、必ず医師の意見書が必要となっております。医師の方から高度難聴の補聴器が必要だよ、重度難聴の補聴器が必要だよということで、こういう補聴器が必要ですよということで意見書があがってくるのですよね。

そうしました場合、高度難聴用の補聴器でございましたら、補聴器の助成も基準額というのがございまして、その基準額を満度に助成になっております。

基準額と言いますのが、高度難聴用のポケット型というのであれば34,200円、同じく高度難聴用の耳掛け型というのであれば43,900円という形で、重度難聴用、耳穴式とかそういうのになって、最高額が12万円の補助基準額となっております。

そして、その方の所得状況で課税世帯の方は1割自己負担となります。

非課税世帯の方は、自己負担額が0円という形になっております。

補聴器の場合、基準額なのですけれども、今、補聴器ってすごく良いものがでてきておりまして、この要件を満たすもっと良い機能がついたものも希望されればそれは購入しても良いということになっておりまして、その分の出た分の金額というものは自己負担で購入することは可能になっております。

なので、補聴器の補装具としての申請をされる方でもこの基準額しかでないのですけれども、自己負担額を払われて高い補聴器を購入されている方もいらっしゃる状況ではあります。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） どのくらいの補聴器の価格のものが使用されているのかなということと補聴器の価格は非常に低額のものから高額のものまで、今ありましたように機種もいろいろ機能がそろったものということで違いがあると思います。

ご説明では基準以上のものについては、自己負担ということは理解できたところなのですが、今回対象にされた120人の方が幕別町としては聴覚障害という認定を受けられたかと思うのですけれども、1年間に国に申請される予算と言いますか、それは大体どのくらいになるのでしょうか。

120人の方の実態はわかりましたけれども、1年間全員申請したわけではないですよ。何年もかかってこういう状況なのだと思うのですけれども、年間どのくらいの割合で財政支出されているのかわかりますか。

○委員長（小田新紀） 障がい福祉係長。

○障がい福祉係長（塚本真敏） まずですね、令和3年度の現時点での数字ではございますが、件数といたしましては8件の申請をいただいているところでございます。

金額としましては、限度額ギリギリのものから、そこまで行かないものまでということではあります。おおよそ1件5万円程度の支出というふうになってございます。

令和2年度になりますと、金額的には大きくは変わりませんが、件数といたしましては5件、支出をしているところでございます。

○委員長（小田新紀） 小島委員。

○委員（小島智恵） 資料をいただきました今回のアンケート調査なのですけれども、こちらは聴覚障害の身体障害者手帳が交付されている方に対するアンケートだと思うのですけれども、今回の陳情趣旨の対象者として、手帳が交付されていないけれども、難聴があって日常生活をするのに不便を感じていらっしゃる方ということになってくるのですけれども、十勝管内の状況を見ますと4町の助成の導入がされているということで大きく対象者の要件を見て見ますと大半は、手帳はないのだけれども、大体、中等度程度の難聴があるといった要件の町が多いのですけれども、なかなかそういった方の把握は難しいと思うのですけれども、手帳はないけれども、中等度程度のそういった難聴がある方というのは、本町にどのくらいいらっしゃるのか、その想定というのは、されていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（小田新紀） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 手帳を持っていない方で中等度のという把握なのですけれども、こちらについては現時点については把握できておりません。

毎年、高齢者支援係の方で介護予防生活実態調査というのをやっておりまして、その項目の中に耳が聞こえにくいというチェック項目があるのですけれども、本人の感じ方ですので、その聞こえづらさがどの程度かというのは、この項目だけでは把握できませんが、この実態調査につきましては、全年齢ではなくて認定を受けていない方の75歳と80歳、82歳、84歳、86歳、88歳、90歳以上ということで行わせていただいておりますが、ここで聞こえにくいというチェックが付いた方は、平均しますとだいたい3割くらいの方が、チェックはついておりました。

○委員長（小田新紀） 小島委員。

○委員（小島智恵） 細かな把握はなされていないのかもしれないのですけれども、導入事例を見て見ますと、一回のみを対象とするとか、回数制限を設けてみたり、住民税非課税とか低所得者向けにするだとか、あと、全国的な事例だと所得制限を設けているというところもあるのですけれども、そういったふうに要件を絞っていけば、導入を考えたときにそこまでどんどん広がっていくということはないのかもしれないのですけれども、町独自となりますと財政的負担というのが、避けられないのかなと思います。

ほかの自治体もそうだと思いますけれども、財政的なところで導入するのに足踏みをしてしまうのかなと思いますけれども、仮に導入と考えていったときに、そういった財政的な負担感であったり、財源とかどうしていくのかなと思うのですけれども、そういった想定、どういうふうを考えてられているのか。

荒議員が2019年6月に一般質問をしていますけれども、国が行うべきで町独自では考

えていないという、町側の当時の答弁ではあったのですけれども、その後、町として内部で検討、議論をしたり、考え方の方向性が変わったりだとか、その後の変化というのはありましたか。お聞きしたいと思います。

○委員長（小田新紀） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） まず、2番目の質問の荒議員の令和元年の議会での一般質問後の町の考え方という部分ですけれども、補聴器の助成に対しての考えということで町の中で検討という部分は、実際されておられません。

ただ今回、こういう形で多くの方の署名をつけた陳情があがってきた。

これは本当に町の政策に対する重要な提言だというふうに思っておりまして、この提言を受けて、町としてどうなのだというのを今検討しているというところであります。

あわせて、その財源の関係ですけれども、公費の方で行う、町単独で行うということになると、それに伴う国の補助金ですとか起債だとかというものはつけられるものはないだろうなというふうに判断しておりまして、全て町の一般財源の持ち出しになるというふうに思っております。

当然、一度行えば、長く行っていかなければならない事業だというふうに思っておりますので、基本的に町としては、町の3か年の財政的な計画にのせてですね、後年度の町の負担もあわせた中で事業の在り方というものは検討していかなければならないと思っております。

ですけれども、令和4年をはじめとする3か年の計画の中では、制度の設計ができておりませんので、3か年の計画の事項として、まだこれは上がっていないという状況であります。

以上です。

○委員長（小田新紀） そのほか、いかがでしょうか。

藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 担当部署より町の状況をお知らせいただきまして、障害者手帳を持っている状況は、現在わかりました。

陳情の趣旨である軽度、中等度の部分では、全然手がつけられていない状況というか、どういう状況なのかわからないところがあります。

担当部局としては今後の調査の考え方、これで終わりということはないと思うのですけれども、どのような方向で進めていくのか、方向性というか、その辺をちょっとお聞きしたいのですけれども。

○委員長（小田新紀） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 管内の導入町村につきましても、説明をしたとおり、4町村、それで始めたのが令和2年ということですので、実際に先行して行われている町村の実態、どういうふうに使われているのか。

手帳を持っている聴覚障害をお持ちの方の補聴器の利用状況を見ましても、人工内耳をつけている方を含めても7割の方が使っていて、3割は補聴器を使っていないという状況が見えています。

ですので、ほかの質問にも合わないですとか、使っていると耳が痛くなるという状況もあります。

これらのことを考えますと、ほかの町村で行われているように1回のみの対象でいいのか、この対応年数的には5年というふうに言われていますので、その辺の考え方がどうなのか、もっともつこの補聴器を公費助成する際にどういうあり方がいいのかとい

う部分はずっともずっといろんな角度からの調査研究が必要だなと思っておりまして、この先行されている町村への聞き取りも含めてですね、もう少し多角的に調査を行っていきたくて考えております。

○委員長（小田新紀） 藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 私もこの資料を見ただけでは、町の全体像が見えてこないというか、健康診断での聴力検査とか、その結果も踏まえた中での町の高齢者、全体の難聴者の現状というものの必要、大事なことだと思います。

今回は短期間で調査したので、障害者手帳を持っている120人のうちの53人という調査しかでてこなかったものと思いますけれども、あと1点、陳情とは違うのですけれども、聴覚障害児の関係で町の担当課で持ちあわせている情報があれば、というのはアンケート調査で年齢的に低い方の調査もできていましたので、その辺の難聴児の人数というか、その辺の人数を手元にデータを持っていたら教えていただきたい。

○委員長（小田新紀） 福祉課長。

○福祉課長（榎木良美） すいません。手元に資料はないのですが、本町でも軽度難聴児に対する補助を行っておりまして、管内の軽度難聴児につきましては、かなりの数の町村が補助されていたはずですよ。申し訳ありません。手元に資料がないので。

何町村かまだわからないのですけれども、道の方でも補助がありまして、それで管内町村にもそういったことを進めなさいよということで道の方でも資料がありますので、軽度難聴児につきましては補助している町村はかなりの数の町村があったはずですよ。

すいません、推測のお答えになってしまいました。

○委員長（小田新紀） よろしいですか。

藤原委員。

○委員（藤原孟） まず、補聴器の利用時期という調査項目で早くに使いたかったという、そういう声が非常に多いのだなと言いつつも、補聴器を利用している方は意外と買い替えをしなくてはならないとか、着けているけれども会話を避けていると。

補聴器の良い面もあるのだがダメだという、そういう補聴器自体の機械の性能と言いますかね、それに問題もあるのかなと。

最近、私、見ていましたが、日本語に対応できるそういう補聴器もでてきていると。

補聴器って私、聞きましたら、医療機器なのだと。

それ以外に同等品はないのかなと見て見たら、集音器という名称でかなり安くて、それはどの程度良いかはわかりません。

非常にこの今、市販されているものでいろいろなパターンのもので出て来ているので、その辺もやはりもっと研究しないと、この補聴器にいわゆる耳が遠いという人、我々も早く助けてやりたいとは思いますが、何とかそういう調査研究も、同等品もあるということですからね、進めながら結論を出していきたいなと思っております。

特に集音器について、もし資料が何かあれば教えていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（小田新紀） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 補聴器と集音器の違いという部分なのですけれども、今、藤原副委員長が言われたように、補聴器は医療機器、集音器であれば家電機器ということになるとインターネットの情報では。

私もインターネットでおさえた程度の知識ではありますが、ただ家電用品の中の集音器の中でも医療機器の機種の種類を申請とかをするのが、ちょっと面倒と言いますか、

手間がかかるということで補聴器並みの機能があるのだけれども、集音器として発売しているものもありますよという情報もありますし、今スマートフォンの方で、これは補聴器の方なのですけれども、いろいろな周波数を調整するということが必要になるのですけれども、スマートフォンだとかの機器を通じて、わりと調整が簡単なものも出て来ているというふうにも聞いていますので、これからもっともっと補聴器なり、集音器のより使いやすいものが出てくるのだらうなというふうに私も思っています。

確かに今、藤原副委員長が言われたように、わりと程度の軽いうちから、補聴器ですとかを使うことによって、脳に刺激を与えることによって、聴覚障害の進行の予防にもつながるといような言われ方をしているものもありますので、ちょっと話がずれるのかもしれませんが、ほかの町村は65歳を対象に単独助成を行っていますけれども、もっと若い、若年性の老人性難聴の方というのは、65歳より前からその状態が現れる方というのが、少なからずいるのだらうなと思っておりますので、今後、研究していく中では、65歳以上ということが本当に適切なのかどうかも含めて、検討していきたいと思っています。

○委員長（小田新紀） そのほか、質問等ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） それでは、質疑がないようですので、町からの情報提供については、以上とさせていただきます。

説明員の皆さま、時間の大変忙しい中、調査並びに説明のほど、ありがとうございます。

ここで、説明員退席のため、暫時休憩といたします。

（暫時休憩）

○委員長（小田新紀） それでは、休憩を解いて会議を再開します。

それでは、本陳情について、各委員のご意見について、お伺いしたいと思います。

ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

荒委員。

○委員（荒貴賀） 本日、民生福祉部の方から聴覚障害者に関わる調査のご説明をいただきました。

説明にもありましたとおり、重度聴覚障害者と認定をされれば、身体障害者手帳を持つことができ、補聴器を購入することができる。

そして、支援につながるができる。

しかしですね、課題によって多くの高齢者が発症するいわゆる軽度や中等度の難聴者には支援策がないのです。

だからこそ、各自治体が独自に制度を設けて取り組んでいます。

資料にありましたが、先ほど藤原副委員長がおっしゃったとおり、もっと早くから使えたらという声が多くありました。

いわゆるですね、中等度、軽度の難聴者の購入支援について、耳の聞こえなさがつらくなると急に耳が、要は音が聞こえると不快になってしまう、そういった状況があるということをお聞きしています。

そうしたことから、やはり軽度や中等度状況から補聴器をつけて、補聴器に慣れていく。

そして、それが社会参加につながって健康維持につながっていくという意味では、早期に導入して対応を図ることが住民の健康維持についても必要不可欠な施策であるとい

うふうに感じています。

先ほど、説明を受けたとおり、今回の陳情内容については、本当に早期に導入して、幕別町の住民福祉のために役立てるべきであると感じています。以上です。

○委員長（小田新紀） そのほか、ご意見等ございませんでしょうか。

藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 担当課から説明を受けまして、各十勝管内の状況と幕別町の状況、身体障害者手帳を持っている状況というのは把握させていただきました。

しかし、十勝管内の状況も住民福祉部長が言ったとおり、まだ細かくは分析されていない状況ではあります。

また、今回のアンケート調査のみだけでは、私もちょっと不十分な感じがしまして、また、担当部局も今後も調査を継続していくという考えであります。

私は今回の説明を受けまして、またさらなる調査を受けて、慎重に審議したいという考えでありますので、継続して審査するのが妥当かなというふうに思っております。

○委員長（小田新紀） そのほか、いかがでしょうか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 提出していただきました資料は、委員の皆さんがご発言されたようにこれは聴覚障害者手帳を持った方、つまり国の補助の対象の方でありまして、幕別町の補聴器を必要とする高齢者の実態が見えてくるものではありませんでした。ただし、この調査の中で学べるところは、やはり難聴の方たちはもっと早く使用できたらよかったと藤原委員、荒委員がおっしゃられたところについては、同じ状況であろうと思います。

そういう状況の人たちが、どのくらいの予算をかけて補聴器を購入されているかということも参考までに伺ったところです。

医療機器なのか、あるいは家電なのか。家電って初めて伺いましたけれども。

いずれにしても、損なわれている聞こえの困難を取り戻すことができる。

少しでも、改善できることができれば、縷々これまで申し上げましたような難聴の方たちが抱えていらっしゃる社会的な困難性というのは解消されていくのであろうと思います。

そして、そういった危機は、日進月歩ってよく言われますけれども、常時研究もされて、開発も進んでいくのであろうなと。より適切な補聴器が完成されていくのであろうなと思います。

しかし、そういう家庭を見た上でも、現在も実際に町民の方たちが困難を抱えて補聴器を手にしないうで過ごされている方がいらっしゃるわけですから、早めの使用が難聴を抑えていくという効果も含めて、私は町にいますぐに実施しなさいということは別にしても、やはりそういう思いというのは汲んで、その上で理事者がどう考えていくかということはもちろん、それを尊重しながらも、この陳情についてはそういう点で早めにきちっと結論を出していくことが大事だと。

私自身としては、この陳情に願意に賛同するということを申し上げたいと思います。

○委員長（小田新紀） その他、ご意見いかがでしょうか。

藤原委員。

○委員（藤原孟） 今、手持ちであるのは、「日本語が聞こえやすくなる周波数対応。強調しながら不快な雑音をカット。日本人による日本人のための国産補聴器。」などというコマーシャルベースで出ている。これが4万円くらい。

ただし、これは充電式ではないので、電池代がまた別途かかると。本当にこの機種、耳にかけるとかいろいろなパターンがあります。

今、説明員から聞いても説明員自体もそれほど詳しくまだ知り得ていないのではないかなど。もちろん、我々、私も深く知り得ていません。

ただ、早くつけたいという希望のあることは、これは重々承知しますけれども、私としては、もう少し勉強させて、研究して、良い答えを出して、町に求めるものは求めたいと思いますので、今しばらく時間がほしいと思います。以上です。

○委員長（小田新紀） その他、ご意見ございますか。

（なしの声あり）

○委員長（小田新紀） いろいろとご意見をいただきました。早めの結論をとというご意見とともに、もう少し時間をかけてというようなご意見もあったかと思えます。

このあと、討論を行い、本日の時点で結論を出していくのか、あるいは継続審査として深めていくのか、それについてお諮りをしたいと考えますが。

今、皆さんからも意見をいただいたので、だいたいのご意向はわかりますが、町の方も今回だけの調査ではまだまだ不十分というようなお話もあり、さらに研究を進めていきたいというようなこと、それからご質問の中にも皆さんからいろいろな可能性を含めて、審議をしていきたいということもありましたので、継続審査としていくべきかと委員長の方で判断させていただきますが、皆さんのご意見を改めて伺いたいと思います。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 委員長の判断ということであれば、私はそれを受けたいと思いますし、委員の皆さんの中からももう少し研究期間が必要だということは、それは十分保障されるべきものだと思いますので、継続ということに賛同したいと思います。

○委員長（小田新紀） それでは継続審査ということよろしいでしょうか。

（よいの声あり）

○委員長（小田新紀） 2番その他に移りますが、次の委員会の開催日時についてお諮りいたします。

皆さんの方からご意見ございますでしょうか。

特になければ、11月30日の本会議終了後ということで、提案させていただきたいのですが、ご都合よろしいでしょうか。

それでは、11月30日（火）本会議終了後ということで次回予定していきます。

ここで、本委員会のインターネット中継を終了いたします。

（審査終了10：42）